

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、6月1日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信

相談票

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可 *混雑時は電話がつながりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

【問合せ】保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区HP(やさしい日本語)

新型コロナワクチン 4回目接種券を発送します

今後、4回目接種の対象が拡大される可能性があるため、**3回目接種を完了した18歳以上の区民の方全員に順次、接種券を発送します。**ご自身が接種対象に該当するかよく確認のうえ、接種を受けるようにしてください。

接種対象等の詳細は、5月25日発行の新型コロナワクチン接種特集号または接種券に同封の「新型コロナワクチン4回目接種のお知らせ」、区ホームページ等でご確認ください。

【問合せ】墨田区コロナワクチン接種問合せダイヤル☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)



区HP(やさしい日本語)



墨田区専用予約システム



申請期間は8月31日まで延長となりました
新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金にお困りの方へ

「福祉資金 緊急小口資金」 「総合支援資金 生活支援費」 特例貸付け

「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、**8月31日まで**行っています。なお、**原則、郵送での受け付け**です。

■福祉資金 緊急小口資金

【対象】休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯**【貸付上限額】**20万円以内**【利子】**無利子**【償還期間】**2年以内(均等月賦償還)

■総合支援資金 生活支援費

【対象】失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯**【貸付上限額】**▶単身世帯=月額15万円以内 ▶2人以上世帯=月額20万円以内**【利子】**無利子**【貸付期間】**3か月以内**【償還期間】**10年以内(均等月賦償還)

【申込み】墨田区社会福祉協議会☎3614-3902

(〒131-0032東向島2-17-14)

*月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*必要書類や制度の詳細は、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照



墨田区社会福祉協議会

受給を終了した方の再申請期限は**8月31日**まで延長となる予定です

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、8月31日までとなる予定です。**なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請ができます。詳細は電話でお問い合わせください。

【対象】申請日において離職・廃業から2年以内の方、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない勤務時間・就労機会の減少により、収入が減少した方 *そのほか収入・資産等の要件あり**【支給期間】**原則3か月(最長9か月まで延長可) *要件等の制度の詳細や必要書類は、問い合わせるか、区ホームページを参照



【問合せ】くらし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課受け付け窓口)☎5608-6289

申請期限は**8月31日**(消印有効)まで延長となりました!

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、**緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯**へ、就労による自立を図るため、また、円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を給付します。また、本支援金の受給を終了した方の再申請を受け付けます。**申請期限はいつでも8月31日(消印有効)です。**

【対象】社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により、これ以上利用できない世帯の主たる生計維持者 *そのほか収入・資産・求職活動などの要件あり *求職活動要件は当面の間緩和**【月額支給額】**▶単身世帯=6万円 ▶2人世帯=8万円 ▶3人以上世帯=10万円**【支給期間】**初回・再支給いずれも最大3か月間 *申請方法や必要書類等の詳細は区ホームページを参照



【問合せ】墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎5608-1254

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の方へ 子育て世帯生活支援特別給付金



ひとり親世帯分

ひとり親世帯以外の世帯分



新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費などの物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人につき5万円の特別給付金を支給します。詳細は区ホームページをご覧ください。

【問合せ】▶子育て支援課児童手当・医療助成係☎5608-6376・6160 ▶厚生労働省コールセンター☎0120-400-903

■ひとり親世帯分

対象	申請の要・不要	申請方法
令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方	申請不要	6月17日に支給予定
公的年金等を受給しているため、4年4月分の児童扶養手当が全額停止になっている方	申請が必要	申請書を直接または郵送で6月上旬～5年2月28日(必着)に〒130-8640子育て支援課児童手当・医療助成係へ
公的年金等を受給しており、児童扶養手当を申請した場合に、4年4月分の児童扶養手当が全部または一部停止となることが想定される方		*申請書は子育て支援課(区役所4階)で配布(区ホームページからも出力可)
新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が児童扶養手当の支給制限限度額未満に減った方		

■ひとり親世帯以外の世帯分

対象	申請の要・不要	申請方法
令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方で、4年度の住民税均等割が非課税の方	申請不要	6月28日に支給予定
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児は20歳未満)を養育する父母等で、4年度の住民税均等割が非課税の方	申請が必要	申請書を直接または郵送で6月中旬～5年2月28日(必着)に〒130-8640子育て支援課児童手当・医療助成係へ
新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が住民税均等割の非課税相当になった方		*申請書は子育て支援課(区役所4階)で配布(区ホームページからも出力可)